

鶴ヶ島市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年10月3日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

道路改築工事 市道1015号線

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 502会議室

日 程 令和5年8月28日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

今後も適正な工事の執行に努められたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工 事 概 要 等

工 事 名	道路改築工事 市道1015号線	
工 事 場 所	鶴ヶ島市大字三ツ木外1地内	
監 査 対 象 課	道路建設課	
工 事 内 容	<p>工事延長:640.2m 道路土工:一式 排水構造物工 側溝工 L型街渠 両面C型・一般部 20m L型街渠 両面C型・端末部 3箇所 L型街渠 両面C型・切下部 11m 歩車道境界ブロック付替え・一般部 6m 歩車道境界ブロック付替え・端末部 2箇所 歩車道境界ブロック付替え・切下部 5m 街渠柵 2基</p> <p>車道舗装工 表層工 ポーラスアスコン(13)t=5cm 2830㎡ 改質アスコン(20)密粒Ⅱ型t=5cm 756㎡ ポーラスアスコン(13)t=5cm・夜間 920㎡ 改質アスコン(20)密粒Ⅱ型t=5cm・夜間 872㎡ ポーラスアスコン(13)t=5cm W<1.4m 33㎡ 改質アスコン(20)密粒Ⅱ型t=5cm W<1.4m 33㎡</p> <p>上層路盤 再生粒調碎石t=5cm 143㎡ 基層 再生粗粒度アスコン(20)t=5cm 148㎡ 中間層 再生粗粒度アスコン(20)t=5cm 146㎡ ポーラスアスコン(13)t=5cm 2㎡</p> <p>歩道舗装工 フィルター層 再生砂t=10cm 180㎡ 路盤 再生切込碎石t=10cm 180㎡ 表層 透水性アスコンt=4cm 180㎡</p> <p>縁石工 中分縁石工 片面C型 446m 中央分離帯 防草コンクリート・基礎碎石 302㎡</p> <p>構造物撤去工:一式、区画線工:一式、付帯工:一式(仮設バリケード設置・撤去追加)、仮設工:一式</p>	
契 約 額	51,172,438円	
工 期	令和4年8月25日 から 令和5年3月30日 まで	
契 約 方 法	一般競争入札	
請 負 業 者 名	株式会社 大新	